

代表的なトラブルと攻略法

お金に関するトラブルは日常のあらゆるところに潜んでいるぞ。攻略法を身につけて事前に回避しよう。

「簡単に儲かるビジネス!?!」



簡単に儲かるというビジネスに勧誘された! まずは元手が必要らしい...

「たくさん届いちゃった...」



お試しで1つ注文したはずが定期購入に!? 通販で高額請求された。

「え〜っ?! 高すぎてびっくり!!」



突然訪ねてきた業者に屋根修理を頼んだら高額な修理代を請求された。

トラブル対策攻略法

- ▶簡単に儲かる話はない! 怪しすぎる! まずは疑おう。
- ▶借金してまで契約しないビジネスの契約にお金を要求してくることもある。

POINT

「怪しい」と思ったらきっぱり断る
断りづらい相手でも、お金を守るため断ろう。

トラブル対策攻略法

- ▶クーリング・オフできない通販はクーリング・オフ不可。返品可能か確認しよう。
- ▶契約内容を確認トラブルを事前に回避!

POINT

スクリーンショットで最終確認画面を保存
注文時の情報がトラブル解決につながるかも。

トラブル対策攻略法

- ▶無料点検などに注意 本当に無料? よく確認。
- ▶自分の目で状況を確認 不要な修理で料金を請求する悪い業者もいるぞ。

POINT

クーリング・オフできることもある
突然の訪問での被害など、条件付きで適用。

トイレがつまった! 検索してすぐ依頼は危険

ネットで見つけた業者に修理依頼をしたところ、高額請求されたというトラブルが起きている。
出張料や点検料など、来てもらうだけで発生する料金を事前に確認しよう。また、工事が決まったら書面で見積もりを出してもらおうと安心だ。

契約解除の必殺技! クーリング・オフとは?

訪問販売や電話勧誘販売など、**特定の契約について、8日間以内(契約日を1日目とする)であれば無条件で契約解除ができる制度。**はがきで通知書を作成(コピーを手元に保存)し、郵便局から特定記録郵便で販売会社へ送付しよう。

君からの相談を待っているぞ!

相談員がトラブル解決をサポート! 気軽に相談しよう。

役場での相談

- ▶日時: 平日 10:00 ~ 16:00 (予約不要)
- ▶場所: 役場 2階消費生活センター (水曜日は役場 2階観光産業課)

☎ 188 で電話相談

電話で「188」とダイヤルすると近くの相談窓口につながる。少しでも不安なことがあればすぐに電話してみよう。

解決への近道!

未来を守る! 攻略法

若者よ未来のために立ち上がれ!

4月1日から成人年齢が18歳に引き下げとなる。この変更に乗じて、若者を狙った悪徳商法などの被害が増加する予想だ。思いがけない高額請求など、トラブルの対処法をマスターしよう。

4月1日から18歳で大人

4月1日から成人年齢が18歳に。これによって、**18歳以上であれば、携帯電話を契約する・部屋を借りる・ローンを組むなどの契約が一人でき**ようになり、自由度がアップするぞ。

18歳でできるおもなこと

ローンを組む

部屋を借りる

携帯電話契約

クレジット
カード
作成

10年有効
パスポート
取得

結婚
男女とも
18歳から

18歳でできること

成人年齢引き下げでも20歳のまま変わらないことは?

成人年齢が18歳になっても、お酒やたばこは変わらず20歳から。また、町の成人式もこれまで通り20歳を対象に開催する。

消費者トラブルが1.5倍に

全国の消費生活センターでの相談件数は、未成年(18・19歳)に比べて**成人(20~24歳)の方が1.5倍多くなっている**。成人になりたての若者を狙う悪徳業者もいるので、注意が必要だ。

令和2年度 18・19歳のトラブル相談が多い商品

- 1位 健康食品 (サプリメントなど)
- 2位 デジタルコンテンツその他 (情報商材など)
- 3位 化粧品

引用: (独) 国民生活センター 2021年2月末登録分

「18・19歳」「20~24歳」の相談件数(平均値)



引用: (独) 国民生活センター 2021年2月末登録分

TOPICS 大人になると契約が取り消せない!?

未成年のうち、親権者の同意のない契約は原則取り消すことができるが、**大人になると原則契約後の取り消しができなくなる**。契約時は書類の小さな文字も見逃さないようにしよう。

字が細かい!



契約書はちゃんと読まないとな!

電話相談もするぞ!